

議案第 1 1 2 号

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

(川崎市福祉のまちづくり条例の一部改正)

第 1 条 川崎市福祉のまちづくり条例（平成 9 年川崎市条例第 3 6 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 6 条中「同条第 5 項」の次に「若しくは第 6 項」を加える。

(川崎市建築基準条例の一部改正)

第 2 条 川崎市建築基準条例（昭和 3 5 年川崎市条例第 2 0 号）の一部を次の
ように改正する。

第 1 条中「第 4 3 条第 2 項」を「第 4 3 条第 3 項」に改める。

第 6 条第 2 項本文中「第 4 3 条第 1 項ただし書」を「第 4 3 条第 2 項各号」
に、「許可」を「認定又は許可」に改める。

第 6 2 条中「第 8 5 条第 5 項」の次に「又は第 6 項」を加える。

第 6 3 条の 2 第 1 項ただし書中「第 4 3 条第 1 項ただし書」を「第 4 3 条

第2項各号」に、「許可」を「認定又は許可」に、「同項ただし書」を「同項各号」に改める。

(川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成28年川崎市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第85条第5項」の次に「又は第6項」を加える。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。